

| | |
|---|--|
| <p>1 総合支所設置の背景について</p> <p>北見市の合併協議では、合併による住民の不安などに配慮するなかで、旧市町単位に自治区設置し、その中に「まちづくり協議会」と、「地域自治区長」、そして地域自治区の事務所として「総合支所」を設置することとされました。</p> <p>北見方式の総合支所は「北見市自治区設置条例」で位置づけし、住民の身近なところで行政サービスを行うため、市長の権限に属する事務を分掌し、自治区の振興事務を担い、また、災害時など緊急時に備える総合的な事務所として設置しました。</p> | |
| <p>2 検証項目及び検証の方向</p> <p>本庁と総合支所の組織のあり方やそれぞれの役割、予算の編成・執行・権限をはじめ事務事業執行上の課題などについて、総合支所職員から意見を集約し、この意見をもとに本庁と総合支所の望ましい組織機構のあり方、事務事業執行上の課題や改善項目について検討したものです。</p> | |
| <p>3 総合支所の組織と業務（事務）について</p> <p>総合支所は、所管区域において市長の権限に属する事務を分掌し執行する事務所として、部長職である総合支所長と次長職を配置して、総務課、市民環境課、保健福祉課、産業課、建設課の5課で構成しています。</p> <p>処理する事務は「窓口・相談業務」、「地域振興・住民サポート業務」、「危機管理対応業務」などに分類され、その業務遂行に向けた組織体制や事務のあり方については、次のような検討・改善点が考えられます。</p> | |
| <p>(1) 窓口・相談業務</p> | <p>住民の利便性の向上に向けた総合窓口化などの検討が必要で、少人数で多岐にわたる業務を担当するためには、事務に精通した職員の配置や育成が必要です。</p> |
| <p>(2) 地域振興・住民サポート業務</p> | <p>地域事情に配慮しながら効果的に行政を進めていくために、まちづくり協議会や町内会（自治会）などの各種団体と地域の課題について検討するとともに、自治区の特性を生かしたまちづくりを進める上で、今後においても適切な職員配置が必要です。</p> |
| <p>(3) 危機管理対応業務</p> | <p>各自治区の地理的な条件、気候風土、不測の事態なども考慮して体制を確保する必要があります。災害対応に支障を来さない人員の配置や、自治区間相互の協力体制について検討が必要です。</p> |
| <p>(4) 技術系職員の配置</p> | <p>総合支所では、技術系をはじめとする専門的知識を必要とする職員が少なく、年度や季節によって業務量の変化もあるため、組織体制のあり方と短期間のサポート体制の活用などについて検討する必要があります。</p> |
| <p>(5) 次長職の業務</p> | <p>各総合支所に次長職が配置されましたが、次長職の業務は自治区に係る政策的な業務のほか、自治区内の関係各課や本庁各部との調整業務など多岐にわたっているため、担当する事務の内容等の検討が必要です。</p> |

